

違反是正事例（事例 3－8）

テーマ < 違反処理中に名宛人が変更した遡及対象物に対する違反処理 平成 21 年 >
(命令・16 項イ)

- 違反処理の途中に名宛人が変更し、新所有者から期間猶予の申出や質問調書の訂正を求められた違反処理事例

防火対象物の概要

- | | |
|------------|---|
| (1) 用途 | 複合用途防火対象物 (16) 項イ |
| (2) 構造・規模 | 耐火造 地上 3 階
建築面積 218.77 m ² 延べ面積 635.62 m ² |
| (3) 収容人員 | 45 名 |
| (4) 消防用設備等 | 消火器 |

平成 14 年立入検査時 (16) 項イ

塔屋		住宅		8.36 m ²
3 階		事務所		200.02 m ²
2 階		店舗		213.62 m ²
1 階				213.62 m ²
	屋内階段		屋外階段	

1. 違反処理の概要

(1) 建築当時 (昭和 52 年 11 月 5 日) の状況・(16) 項ロ

- ① 建物所有者：A 商事株式会社 代表取締役 B
- ② 管理権原者：1 階 倉庫 C (個人) 2 階 D 有限会社代表取締役 E
3 階 B の個人住居

昭和 53 年 5 月 23 日から平成 12 年 6 月 18 日までに計 12 回の立入検査を実施。不備事項なし。

(2) 平成 14 年 6 月 27 日 立入検査時の状況 (16) 項イ

- ① 建物所有者：A 商事株式会社 代表取締役 B
- ② 占有者：1 階 物品販売店舗 H (個人) 2 階 I 有限会社代表取締役 J
3 階 B の個人住居

(16) 項イに用途変更されていることを確認したため、A 商事株式会社代表取締役 B あてに次の違反項目について立入検査結果通知書を交付した。

- ① 防火管理者未選任・未届出 (消防法第 8 条第 1 項・第 2 項)
- ② 消防計画未作成・未届出 (消防法第 8 条第 1 項)

③ 誘導灯未設置（消防法第17条第1項）

(3) 平成15年9月9日 立入検査実施

前回の不備事項が改修されていない事実を確認し、A商事株式会社代表取締役Bあてに前回と同様の項目について立入検査結果通知書を交付した。

なお、消防法施行令改正に伴い自動火災報知設備が必要となった対象物であることから、平成17年10月1日までに建物全体に自動火災報知設備を設置するようA商事株式会社代表取締役Bあて事前通知を行った。

(4) 平成17年12月14日 立入検査実施

自動火災報知設備が設置されていないこと及び前回の不備事項が改修されていない事実を確認したため、A商事株式会社代表取締役Bあてに次の項目について立入検査結果通知書を交付し、改修（計画）報告書の提出を求めたが、その後も改修計画書の提出はなかった。

① 防火管理者未選任・未届出（消防法第8条第1項・第2項）

② 消防計画未作成・未届出（消防法第8条第1項）

③ 自動火災報知設備未設置（消防法第17条第1項）

④ 誘導灯未設置（消防法第17条第1項）

(5) 平成18年11月8日 立入検査実施

前回の不備事項が改修されていない事実を確認したため、A商事株式会社代表取締役Bあてに前回（17年）と同様の違反項目について立入検査結果通知書を交付し、改修（計画）報告書の提出を求めたが、改修（計画）報告書の提出はなかった。

(6) 平成20年2月25日 立入検査実施

前回の不備事項が改修されていない事実を確認したため、A商事株式会社代表取締役Bあて前回（18年）と同様の違反項目について立入検査結果通知書を交付し、改修（計画）報告書の提出を求めたが、改修（計画）報告書の提出はなかった。

(7) 平成20年4月18日、改修（計画）報告書が提出されないことから、是正意思を確認するため、A商事株式会社代表取締役Bに任意出頭を求め質問聴取を行ったが、是正する意思はみせなかった。

(8) 平成20年4月23日、上記(4)の不備事項について、A商事株式会社代表取締役Bに警告書を交付した。自動火災報知設備の設置期限を平成20年7月31日までとした。

(9) 平成20年8月4日、警告事項が履行されないため命令書の交付準備をしていたところ、A商事株式会社代表取締役Bから建物をF商事株式会社代表取締役Gに売却したとの電話連絡があった。

(10) 平成20年8月5日 立入検査（改修報告提出期限：8月29日）

F商事株式会社代表取締役Gあて、上記(4)の違反事項の項目について、立入検査結果通知書を交付（用途の変更なし）し、改修（計画）報告書の提出を求めた。

① 建物所有者：F商事株式会社 代表取締役 G

① 占有者：1階 店舗H（個人） 2階 I有限会社代表取締役J

② 3階 Gの個人住居

- (11) 平成20年9月8日、改修（計画）報告書の提出がないことから、F商事株式会社代表取締役Gに任意出頭を求め、質問聴取を行った。この際、F商事株式会社代表取締役Gは、次のとおり述べた。

質問調書概要

- 1, 自動火災報知設備及び誘導灯の設置が必要であることは前所有者からは聞いておらず、平成20年8月5日の立入検査時に初めて知った。
- 2, 自動火災報知設備の設置について、法令改正に伴う施行日から経過措置が2年あったのだから、平成22年8月末まで設置を待ってほしい。

作成した質問調書をGに読み聞かせしたところ、訂正の申し立てがあったため訂正を行ったところ、「手書きの訂正はいやだ。パソコンで作成しているので、訂正後のものを打ち出してほしい。そうしてくれなければ、署名もしないし印鑑も押さない。」と述べたため、訂正後の質問調書を打ち出し、再度読み聞かせた。

すると、再度訂正の申し立てがあったため、パソコンで再修正したものを打ち出し、読み聞かせ、署名押印した。

- (12) 平成20年9月16日 警告書交付（履行期限：平成20年11月30日）

ア F商事株式会社代表取締役Gに改修の意思が認められず、また、合理的な違反処理を留保する理由がないこと。

イ 本建物は、自動火災報知設備の設置が必要となってから、3年が経過しようとしていること。

ウ 前所有者に対し警告を行っており、命令の発動準備中に所有者が変更となったこと。

以上のことから、即時に違反処理を行う必要があることから、F商事株式会社代表取締役Gを名宛人とし、次の不備事項について警告書を交付した。

- ① 自動火災報知設備未設置（消防法第17条第1項）
- ② 誘導灯未設置（消防法第17条第1項）
- ③ 防火管理者未選任未届出（消防法第8条第1項・第2項）
- ④ 消防計画未作成未届出（消防法第8条第1項）

- (13) 平成20年12月10日、警告事項が履行されないため命令書の交付の準備をしていたところ、F商事株式会社代表取締役Gから改修（計画）報告書（自動火災報知設備及び誘導灯の改修予定日：平成21年2月末日）が提出されたため、命令書の交付を留保した。

- (14) 平成21年1月20日、防火管理者選任届出書、消防計画作成届出書が届出された。

2. 違反処理の完結

平成21年2月20日 自動火災報知設備及び誘導灯の完成検査実施し、違反処理は完結した。

(事例3-8) グループ検討

テーマ < 違反処理中に名宛人が変更した遡及対象物に対する違反処理 >

1. 違反処理への移行時期について

本事例は、昭和53年から平成12年まで立入検査では、違反指摘事項はありませんでしたが、平成14年の用途変更に伴い自動火災報知設備の遡及対象となった建物です。

当該対象物に対する平成14年から平成20年2月までの改修指導経過について検討してください。

2. 違反対象物の名宛人の変更について

本事例は、建物の売却により違反是正指導途中で名宛人が変更となりました。

立入検査、違反処理による関係者への違反是正指導途中で名宛人が変更した場合の対応について本事例を参考に検討してください。

3. 質問調書の作成について

質問聴取にあたり、聴取内容や留意事項について、違反処理標準マニュアル等を参考に意見交換してください。

また、質問聴取の際の具体的な実施方法、本事案のように訂正を求められた場合の対応等について検討してください。

4. 命令の留保について

本事案は、警告書の履行期限を約2か月としましたが、履行期限経過後に提出された改修(計画)報告書を受けて命令への移行を留保したことについて検討してください。

アドバイザーが付加提示した課題及びその他グループで意見が出た内容の検討

(参考) 違反処理標準マニュアルの補足事項

第3章 違反処理の実施要領

第2 質問調書の記載要領

① 人定に関する事項

最初に聴取すべき録取事項は、被質問者の人定に関する事項である。

- (1) 氏名
- (2) 年齢
- (3) 住所
- (4) 本籍

② 基礎的調査事項

被質問者の個人的な状況、具体的には学歴、職歴、資格など違反事実に対する知識や認識があることを示すために聴取する。

- (1) 学歴
- (2) 職歴
- (3) 資格

③ 会社（法人）の組織などに関する事項

消防法令違反の多くは、会社の業務遂行に伴って発生している。したがって、違反に対する責任の所在を特定するためには被質問者の勤務する会社（法人）の組織、管理監督系列、権限、業務内容などを明らかにする必要がある。これらの事項は、違反事実の社会的な影響の度合いを評価し、違反事実の広がりや両罰規定（消防法第45条）について検討を加えるためにも重要な事項である。

(1) 法人の所在

本店の所在を記載する。なお、後日、法人の登記事項証明書等により確認しておく。また、会社の規模を把握する資料として、営業所の数やその所在も聴取する。

(2) 代表者

法人の代表者の氏名、年齢を聴取する。この場合も、法人の登記事項証明書等で確認する。また、代表取締役の他に、工場長などの責任者がいる場合には、その者についても氏名などを明らかにしておく。

(3) 業務

法人の主たる業務について明らかにする。違反事実と会社の業務との関わりについて調査する際の重要な資料となる。

(4) 規模

会社の組織や従業員数、資本金や収益状況、経営状態、主な取引先や原料などの仕入れ先などについて聴取し、違反の社会的影響度を推し量る基礎資料とする。

④ 違反立証に必要な事項

(1) 違反の構成要件事実については、適用となる違反条文ごとに、その構成要件に照らして、事実を記載する。例えば、消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置命令違反（消防法第17条の4第1項命令違反）の場合は、消防法第17条第1項違反の事実、命令権者から命令を受けた事実、命令の内容を理解していること、命令不履行の事実である。

(2) 違反に至った経過

(3) 違反事実の認識

(4) 違反に伴う危険性の認識

(5) 違反を是正しない理由

(6) 違反を行ったことについての反省 (7) その他必要と認める事項